

上川北部流域・下川小流域森林施業協定 (FSC森林認証に係る協定)

上川北部森林管理署

下川町

下川町森林組合

区 分		内 容
協定締結年月日		当初 平成15年 3月11日 変更 平成20年 4月 1日
協定期間		平成20年 4月 1日 ~ 平成25年 3月31日 (上川北部地域森林計画期間内)
目的		「FSC森林認証の原則と基準」に照らしつつ、「上川北部林業活性化基本方針」に即して、協定対象森林を含む地域における森林の整備を推進
区域及び面積		下川町内の認証取得森林(民有林・国有林) 協定対象面積 約6,927ha (町有林4,247ha、私有林2,177ha、国有林503ha)
事業内容 (役割分担)	森林管理署	FSC森林認証の取得後は、持続可能な森林経営の基準・指標に沿った森林の管理経営を行い、公益的機能の維持増進と自然環境の保全に配慮した森林施業を実施
	市町村等	
事業計画		(平成20年度～平成24年度) 国有林：人工林間伐 約92ha 民有林：人工造林約300ha、下刈約1,500ha、 除間伐約1,250ha
事業実施状況		(平成20年度～平成22年度) 国有林：植付25ha、下刈4ha 民有林：人工林除間伐750ha、人工造林180ha、
協定締結の効果		FSC森林認証による持続可能な森林経営の推進、森林施業の共同化による森林整備の推進。
照会先		○ 上川北部森林管理署 〒098-1202 上川郡下川町緑町21番地4 TEL:(IP)050-3160-5735,(NTT)01655-4-2551 ○ 下川町建設林務課 〒098-1206 上川郡下川町幸町63番地 TEL:01655-4-2511 ○ 下川町森林組合 〒098-1204 上川郡下川町南町133番地 TEL:01655-4-2159



森林認証制度

持続可能な森林経営の基準・指標にしたがって森林経営が行われていることを第三者機関が評価・認証する制度。

※北海道内では、下川町森林組合がFSCの森林認証第一号(全国では11番目)。

認証森林における森林施業



【伐倒作業】



【間伐ブル集材作業】



【ブラッシュカッター地拵作業】



【植付作業】



【下刈作業】